

新宿区第二次男女共同参画推進計画

平成24（2012）年度～平成29（2017）年度

平成27年度見直し

平成28（2016）年3月

新宿区



目次

第1	見直しの基本的考え方	3
1	見直しの趣旨	3
2	見直しにあたっての課題等	3
(1)	女性の職業生活における活躍の推進の強化	3
(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に向けた体制強化	4
(3)	LGBT 等性的マイノリティについての理解の促進	4
(4)	女性の視点を活かした防災対策の更なる推進	5
第2	計画の体系と事業一覧	6
第3	計画の見直し内容	11
事業1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	11
事業3	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	11
事業4	地域活動への参加の促進	11
事業5	区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり	12
事業6	働きやすい職場環境・風土づくりへの支援	12
事業7	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	12
事業10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	13
事業12	子どもの居場所づくりの充実	13
事業14	子ども家庭支援センターの拡充	14
事業18	妊婦や出産直後の産婦への支援	14
事業23	介護保険サービスの基盤整備	15
事業24	若い世代や男性に向けた意識啓発	15
事業26	事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	16
事業43	女性の健康支援	16
事業47	「女性の人権」に関する意識の向上	16
事業48	配偶者等からの暴力の防止	17
事業54	配偶者暴力相談支援センター設置の検討	17
事業56	男女共同参画に関する情報提供	17
事業57	男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	18
事業58	相談事業の充実	18
事業66	女性の視点を取り入れた避難所の整備	18
事業67	審議会等における女性の積極的な登用	18
事業71	女性の就職・再就職支援	19
事業72	自立に向けた支援の推進	19
事業75	外国人への支援と交流	19



第4 女性の職業生活における活躍推進計画（再掲）	20
1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	20
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業への支援	20
事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	20
事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	20
(2) 働いている又は働きたい女性への支援	21
事業58 相談事業の充実	21
事業71 女性の就職・再就職支援	21
事業72 自立に向けた支援の推進	21
事業73 起業支援の充実	21
2 女性の職業生活における活躍を推進するための環境整備	22
(1) 男性の意識と職場風土の改革	22
事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業	22
事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援	22
事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介	22
事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	22
事業24 若い世代や男性に向けた意識啓発	22
(2) 子育て支援・介護支援のための環境整備	23
事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	23
事業12 子どもの居場所づくりの充実	23
事業16 病児・病後児保育の充実	23
事業17 ファミリー・サポート事業の推進	24
事業21 社会全体で介護を支えるための意識啓発	24
事業22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	24
事業23 介護保険サービスの基盤整備	24
(3) ハラスメントのない職場の実現	25
事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	25
事業26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	25
事業28 職場環境整備のための情報提供	25
事業29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化	25
3 推進体制	26
事業78 男女共同参画推進会議の運営	26
事業80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営	26
事業81 男女共同参画の着実な推進	26
参考	27
検討経過	27
新宿区男女共同参画推進会議委員名簿（第6期）	28



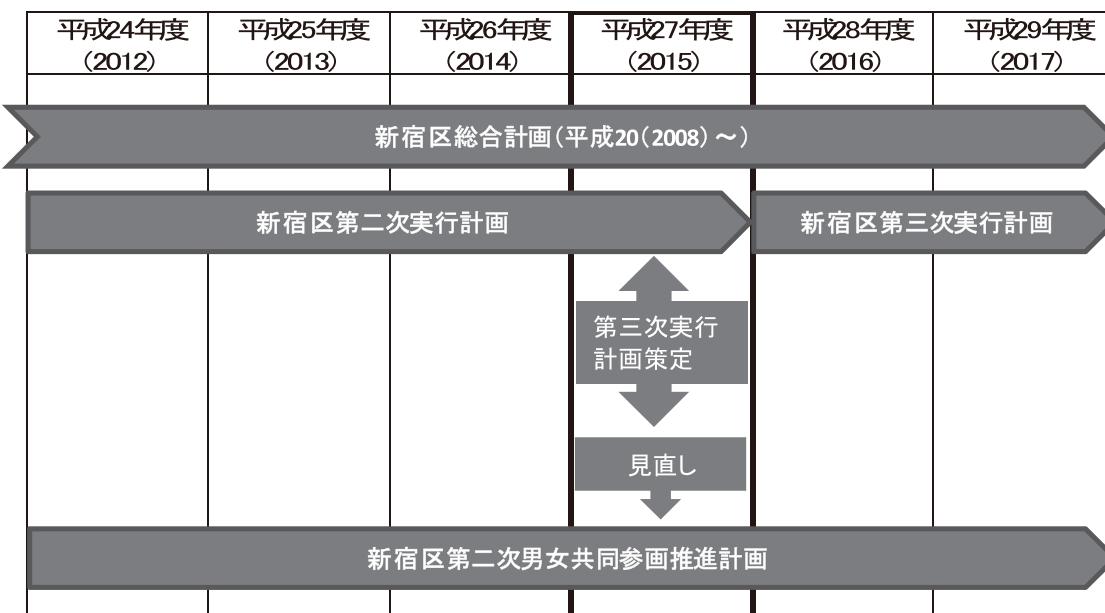
第1 見直しの基本的考え方

1 見直しの趣旨

新宿区では、平成24（2012）年度から29（2017）年度までの6年間を計画期間とする「新宿区第二次男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施しています。

この計画では、計画の円滑な推進のために、「新宿区第二次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、計画期間の4年目を迎える平成27年度を目途に計画の見直しを行うこととしています。

今回は、この方針に基づいて、計画策定時以降の社会経済状況の変化等を踏まえながら、平成28（2016）年度から平成29（2017）年度までを計画期間とする「新宿区第三次実行計画」との整合性を確保するため見直しを行うものです。



2 見直しにあたっての課題等

見直しにあたっては、計画策定以降の社会経済状況変化等に伴う以下の課題等を踏まえるとともに、第三次実行計画その他の計画との整合性を確保する観点から、事業内容や指標の見直しを行いました。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進の強化

平成27年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。）」が公布されました。同法では「女性の職業生活における活躍」を「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること」と定義し、そのうえで、国、地方公共



団体による支援措置や、事業主の行動計画の策定などが定められ、女性の職業生活における活躍の推進についての各主体の取組みが強化されることとなりました。なお、この法律は、10年間の時限立法です。

また、マタニティハラスメント（マタハラ）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に関して、2つの最高裁判決¹があり、女性が安心して働きつづけられる職場環境づくりに向け、事業者や働く人の対応が改めて社会的課題として注目されました。

第二次男女共同参画推進計画では、すでに女性の職業生活における活躍を推進するための施策として、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定や企業向けセミナーなど男女がともに働きやすい職場づくりのための支援策を盛り込み、取り組んでいたところです。

この計画の見直しでは、最近の女性の職業生活における活躍のための取組み等を踏まえ、第二次男女共同参画推進計画を女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく新宿区推進計画として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を再掲上し、重点的に取り組んでいきます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に向けた体制強化

平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者にも準用されることとなり、法の適用範囲が拡大されました。

平成27年9月の内閣府男女共同参画局の発表²によると、全国ベースで、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数が、平成23年度の82,099件から平成26年度には102,963件の25%増と、また、警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数では、平成23年の34,329件から平成26年の59,072件と72%増と、それぞれ大きく増加しています。

計画の見直しに当たっては、区民に身近な地方自治体として配偶者暴力相談支援センター機能を整備するなど、配偶者等からの暴力の被害者への相談及び支援体制を強化していきます。

(3) LGBT等性的マイノリティについての理解の促進

第二次男女共同参画推進計画の策定以後、平成24年8月に行われた自殺総合対策大綱の見直しでは、性的マイノリティ等についての関係者の連携による包括的支援強化や理解促進が盛り込まれ、施策課題として位置づけられました。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会ビジョン³では、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つに掲げ、そのなかで「性的指向」の違いを認めあうことが取り上げられています。

このような社会的関心の高まりを受け、自治体でもLGBT等性的マイノリティの方に対する理解の促進などが新たな課題と捉えられるようになり、独自の取組みが進められるようになりました。

¹ 最高裁判所平成24（受）2231号同26年10月23日第一小法廷判決及び最高裁判所平成26（受）1310号同27年2月26日第一小法廷判決

² 平成27年9月10日内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」より

³ 2015年2月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020大会開催基本計画」



男女共同参画の推進に向けての基本理念には、男女が個人として尊重されることが掲げられていますが、男女の性別には多様性があることに配慮する必要があります。LGBT 等性的マイノリティの方が個人として尊重され、多様性を認めあうことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な視点といえます。

計画の見直しにあたっては、多様性を認めあう社会づくりに向けて、LGBT 等性的マイノリティについての理解の促進や相談窓口の周知を事業内容に補足しました。

● L G B T とは

L G B T（エル・ジー・ビー・ティー）は4つの単語の頭文字をとって並べた言葉で、性的マイノリティ（少数者）の総称です。

L（レズビアン）……………女性の同性愛者

G（ゲイ）……………男性の同性愛者

B（バイセクシュアル）……両性愛者

T（トランスジェンダー）…「体の性」と「心の性」が一致しない状態で、性同一性障害を含みます。

● その他の性

性的マイノリティはL G B Tだけではありません。インターフェックス（先天的に体の性がどちらとも言い切れない人）やセクシュアリティを決めない、あるいは決まっていない人など多様な性のあり方が存在します。

セクシュアリティ……………性や性別に関するあり方で、生物学的な性別、性自認（自分について認めている性別）、性的指向（性愛の対象となる性別）の3つの側面をめぐって多様性があります。

（4）女性の視点を活かした防災対策の更なる推進

東日本大震災の経験をとおして、災害時において、固定的性別役割分担による家事・育児・介護等に対する女性の負担、意思決定への女性の参画、女性にとって安全確保や安心できる環境づくりなど、男女共同参画の視点からの課題が浮き彫りになりました。

見直しにあたっては、事業66の「女性の視点を取り入れた避難所の整備」におけるこれまでの取組み状況等を踏まえ、今後の避難所運営の方向性を内容に盛り込みました。

さらに、災害時において男女共同参画を実現するためには、平時からの取組みが欠かせないことから、男女共同参画推進計画を着実に実施することが重要です。

第2 計画の体系と事業一覧

※印は見直し対象事業を、活印は女性の職業生活における活躍推進計画に再掲上する事業をあらわします。

<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

個別目標	取組みの方向	事業
(1) ワーク・ライフ・バランスを推進します	①事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定……※活 事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業…………活 事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰…※活
	②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進	事業4 地域活動への参加の促進……………※
	③区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進	事業5 区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり……………※
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のために意識啓発を行います	①働きやすい職場づくりに向けた意識啓発	事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援……※活 事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施……※活
	②ワーク・ライフ・バランス推進事例の紹介	事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介……………活
	③区民への啓発や働きかけ	事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発……………活
(3) 子育てや介護等のための支援を行います	①子育てを行う家庭に対する支援	事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備……※活 事業11 保育園・幼稚園の子ども園への一元化 事業12 子どもの居場所づくりの充実……………※活 事業13 子ども・若者に関する相談の充実と関係機関のネットワーク化 事業14 子ども家庭支援センターの拡充……………※ 事業15 一時保育など多様な保育サービスの充実 事業16 病児・病後児保育の充実……………活 事業17 ファミリー・サポート事業の推進……………活 事業18 妊婦や出産直後の産婦への支援……………※ 事業19 子育て中の親に対する学習機会の充実 事業20 在宅子育て支援サービスの充実
	②介護を行う家庭に対する支援	事業21 社会全体で介護を支えるための意識啓発……………活 事業22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進…活 事業23 介護保険サービスの基盤整備……………※活

＜ともにみとめあう＞

目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

個別目標	取組みの方向	事業
(1) 固定的な性別役割分担意識を解消します	①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発	事業24 若い世代や男性に向けた意識啓発……………※活
	②固定的な性別役割分担の解消に向けた意識の啓発	事業25 多様な学習機会や情報の提供
(2) 事業者における男女共同参画の取組みを促進します	①働く場における男女の均等待遇の促進	事業26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり……………※活 事業27 区民・事業者への実態調査の実施と活用
	②安心して働くことができる環境の整備	事業28 職場環境整備のための情報提供……………活 事業29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化……………活 事業30 区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制の強化
(3) 人権の尊重と男女共同参画を推進するためには、意識啓発を行います	①虐待等の防止に向けた取組み	事業31 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み 事業32 高齢者虐待防止に向けた取組み 事業33 障害者虐待防止に向けた取組み
	②メディアにおける性差別の防止	事業34 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発 事業35 男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮 事業36 メディア・リテラシーの普及・育成
	③性の商品化の防止	事業37 性にかかる相談体制の整備 事業38 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進
(4) ライフステージに応じた健康支援を行います	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発	事業39 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の普及啓発 事業40 不妊に関する情報提供
	②男女の生涯にわたる健康づくり	事業41 エイズ・性感染症の予防啓発 事業42 健康相談、健康診査、医療情報の提供 事業43 女性の健康支援……………※
	③こころの健康支援	事業44 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント 事業45 事業者に対するこころの健康づくりの促進 事業46 身近に相談できる環境の整備

＜ともにおもいやる＞

目標3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現 【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

個別目標	取組みの方向	事業
(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います	①配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組みの推進	事業 47 「女性の人権」に関する意識の向上……………※ 事業 48 配偶者等からの暴力の防止……………※
(2) 被害者の相談体制を充実します	①相談支援体制の充実 ②多様な被害者への対応	事業 49 女性への暴力に関する相談体制の整備 事業 50 外国人被害者への対応
(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います	①被害者の安全確保 ②被害者の自立に向けた支援	事業 51 女性及び母子緊急一時保護 事業 52 民間団体・N P O等との連携
(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します	①関係機関との連携強化 ②配偶者暴力相談支援センター設置の検討 ③国・都への要望と広域的対応に必要な連携の強化	事業 53 関係機関とのネットワーク整備 事業 54 配偶者暴力相談支援センター設置の検討……………※ 事業 55 国・東京都への要望と連携の強化

＜ともにかがやく＞

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

個別目標	取組みの方向	事業
(1) あらゆる場面における男女共同参画の意識づくりを行います	①男女共同参画に向けた意識の形成 ②男女共同参画に関する調査・研究の充実 ③学校教育における男女共同参画の推進 ④家庭・地域での男女共同参画の推進	事業 56 男女共同参画に関する情報提供 ※ 事業 57 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催・※ 事業 58 相談事業の充実 ※活 事業 59 男女平等・男女共同参画に関する区民意識調査の実施 事業 60 男女共同参画の視点からの教育活動の編成 事業 61 適切な進路指導の徹底 事業 62 男女平等教育研修の充実 事業 63 女性教員の管理職昇任選考の受験勧奨 事業 64 保護者への学習機会や情報の提供 事業 65 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供 事業 66 女性の視点を取り入れた避難所の整備 ※
(2) 女性の活躍を支援するためのしくみをつくります	①女性の政策・方針決定過程への参画 ②女性の人材育成とチャレンジ支援	事業 67 審議会等における女性の積極的な登用 ※ 事業 68 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発 事業 69 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進 事業 70 女性の人材育成支援 事業 71 女性の就職・再就職支援 ※活 事業 72 自立に向けた支援の推進 ※活 事業 73 起業支援の充実 活
(3) 男女共同参画の観点を持つた地域づくりを進めます	①地域活動における男女共同参画の促進 ②国際化への対応	事業 74 地域活動への参加の促進 事業 75 外国人への支援と交流 ※ 事業 76 外国人への情報提供 事業 77 外国人相談窓口の運営



<ともにすすめる> 目標5 計画の推進に向けて

個別目標	取組みの方向	事業
(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します	①区民参加による男女共同参画の推進	事業 78 男女共同参画推進会議の運営……………活
	②事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進	事業 79 しんじゅく女性団体会議等の運営
(2) 庁内における計画の推進体制を充実します	①庁内での計画推進体制の推進	事業 80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営……………活
	②計画の進捗状況管理と見直し	事業 81 男女共同参画の着実な推進……………活
(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます	①国・都への要望と連携の強化	事業 82 国・東京都への要望と連携の強化



第3 計画の見直し内容

第三次実行計画その他の計画の内容との整合性をはかるため、事業の内容説明を修正若しくは補足し、又は指標の修正若しくは年度目標の設定を行いました。見直しを行った事業について以下に記載します。

見直し内容欄の☆印は、第三次実行計画の策定に合わせて見直しを行った内容です。

事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定			
見直し内容	担当課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業及び宣言企業の認定企業数	142社	182社	各年度20社
ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数	2社	4社	1社

事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰			
見直し内容	担当課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数	延べ17社	延べ21社	2社

事業4 地域活動への参加の促進			
見直し内容	担当課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数(地域活動支援部門)	16社	20社	2社



事業5 区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり

見直し内容	担当課		
<ul style="list-style-type: none">次世代育成支援対策推進法による第3期特定事業主行動計画（平成27年度から平成31年度まで）に基づき、区職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりを引き続き推進します。また数値目標の一部を見直したうえで、平成31年度までの数値目標を設定しました。女性職員が働きやすく、ますます活躍できる環境づくりに向けて、女性活躍推進法による区職員に係る特定事業主行動計画を定め、女性職員のライフイベントを踏まえた昇任制度の検討や、キャリア形成に向けた意識改革の支援など、具体的な取組みを推進します。（内容の追加）	人事課 人材育成等担当課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	31年度目標*	年度別目標
育児休業・部分休業の取得率	男性職員 11.8% 女性職員 100%	男性職員 20% 女性職員 100%	男性職員 20% 女性職員 100%

*次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画に基づき目標年度は平成31年度とする。

事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援

見直し内容	担当課		
☆主な指標について、29年度目標を設定します。	男女共同参画課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランス認定制度 推進企業認定社数 (働きやすい職場づくり部門)	45社	55社	5社

事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施

見直し内容	担当課		
☆主な指標について、29年度目標を設定します。 (再掲…事業番号26)	男女共同参画課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランスセミナー 実施回数	年3回	年3回	3回



事業 10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備

見直し内容		担当課	
☆子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた保育所の整備を進めることにより、保育所の待機児童の解消を図るとともに、多様な保育ニーズに対応していきます。また、主な指標を見直します。		保育課	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
保育所待機児童数	168人	0人	—

事業 12 子どもの居場所づくりの充実

見直し内容		担当課	
☆放課後子どもひろば及び学童クラブ事業のさらなる充実を図ることにより、総合的に小学生の放課後の居場所づくりを推進していきます。放課後子どもひろばでは、子どもの成長段階や家庭状況に応じたそれぞれのニーズに合った小学生の放課後の居場所を選択できるように、必要な地域で機能の拡充を図ります。学童クラブにおいては、区や東京都児童館連絡協議会での研修、学童クラブ主任会議による情報共有等により、さらなる質の向上を図ります。これに伴い、主な指標を見直します。		子ども総合センター	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
機能拡充放課後子どもひろばの実施箇所数	13所	20所	20所*
学童クラブ利用者アンケートの満足度	80%	85%	—

*27年度 時間延長ひろば 11所・学童機能付きひろば 4所、28年度 時間延長ひろば 4所・学童機能付きひろば 16所、29年度 学童機能付きひろば 20所



事業 14 子ども家庭支援センターの拡充

見直し内容	担当課		
<p>☆子育ての悩みや不安に関する相談に応じるとともに、虐待防止の取組みを含めた要保護児童を支援するため、子ども家庭支援センター（子ども総合センターを含む）を区内5所に設置しています。</p> <p>今後は、職員の専門性をさらに向上させ、利用者支援事業を推進することにより、利用者一人一人の状況に応じたサービスをコーディネートし、子育て世代が多様な子育てサービスを円滑に利用できるよう、支援の充実を図ります。小学校低学年に対して実施している学習支援教室を、全5センターで実施していきます。</p> <p>これに伴い、主な指標を見直します。</p>	子ども総合センター		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
利用者支援事業の相談述べ人数	4,700人	5,600人	28年度 5,200人 29年度 5,600人
小学校低学年そのための学習支援教室の実施個所数	1所	5所	28年度 3所 29年度 5所

事業 18 妊婦や出産直後の産婦への支援

見直し内容	担当課		
<p>☆妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るために、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の看護職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。看護職と面談した妊婦には、妊娠・出産・子育てを応援するギフト券を後日送付します。支援が必要な妊婦には応援プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目なく支援していきます。</p> <p>これに伴い、主な指標を見直します。</p>	健康づくり課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
看護職による面接が役に立ったと感じた妊婦の割合	未実施	80%	—



事業 23 介護保険サービスの基盤整備

見直し内容	担当課		
<p>☆要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。これまで、小規模多機能型居宅介護施設等を6所、認知症高齢者グループホームを8所整備してきましたが、引き続き地域密着型サービスを提供できる施設を整備していきます。</p> <p>高齢者が、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられ、また、家族の介護負担が軽減されるよう、民設民営方式によりショートステイの整備を行います。</p> <p>また、主な指標について、29年度目標を設定します。</p>	介護保険課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
小規模多機能型居宅介護等の登録定員	6所 151人	10所 259人	対前年度増
認知症高齢者グループホームの定員数	8所 135人	10所 180人	対前年度増
ショートステイの定員数	8所 80人	10所 127人	対前年度増

事業 24 若い世代や男性に向けた意識啓発

見直し内容	担当課		
<p>☆主な指標について、29年度目標を設定します。また、講座に参加することで男女共同参画に関する理解者を増やしていくために、新たに講座の定員充足率を指標として追加します。</p>	男女共同参画課		
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
若者応援講座実施回数	年3回	年3回	3回
男性対象講座実施回数	年3回	年3回	3回
男女共同参画の推進にかかる講座の定員充足率	73.8%	80.0%	80.0%



事業 26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり

見直し内容		担当課	
☆主な指標について、29年度目標を設定します。		男女共同参画課	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	年3回	年3回	3回

事業 43 女性の健康支援

見直し内容		担当課	
☆四谷保健センター内にある女性の健康支援センターを拠点とし、女性の健康づくりを推進します。センターでは、乳がんのしこり体験や血管年齢測定、肌年齢測定、体組成計等を使った簡単な健康チェックができたり、図書やインターネット端末による健康に関する情報検索等ができるコーナーを設けています。また、女性医師による健康専門相談、健康講座の開催や「乳がん体験者の会」、「女性の健康づくりサポーターの会」の自主的活動グループの支援など、さまざまなかたちで女性の健康づくりを支援しています。		四谷保健センター	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
女性の健康支援センターの利用者数	1,402人	1,500人	平成28年度 1,450人

事業 47 「女性の人権」に関する意識の向上

見直し内容		担当課	
☆主な指標について、29年度目標を設定します。 また、講座に参加することで男女共同参画に関する理解者を増やしていくために、新たに講座の定員充足率を指標として追加します。		男女共同参画課	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
性と生の講座の実施回数	年3回	年3回	3回
男女共同参画の推進にかかる講座の定員充足率	73.8%	80.0%	80.0%



事業 48 配偶者等からの暴力の防止

見直し内容			担当課
☆DVについての理解者を育成するために講座の対象者を支援者やDV被害を身近に経験した人など絞り込み、より効果的な内容で実施するため主な指標を見直します。			男女共同参画課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
DV防止啓発講座参加者	年 60 名	年 90 名	対前年度増

事業 54 配偶者暴力相談支援センター設置の検討

見直し内容			担当課
☆区民に身近なDV被害の相談支援窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、相談・支援体制を強化するため、主な指標を見直します。			男女共同参画課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
配偶者暴力相談支援センター機能の整備	0 所	1 所	—

事業 56 男女共同参画に関する情報提供

見直し内容			担当課
☆多様な生き方を認めあう社会づくりに向け、LGBT等性的マイノリティに関する理解を広めていくため、性と生の講座や情報誌等を通じて情報提供します。(内容の補足) また、区民との協働の推進により、家庭や職場における性別役割分担を見直す動きにつなげていくため、新たに指標を設定します。			男女共同参画課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
区民との協働で実施している情報誌「ウィズ新宿」の編集・発行への参加者数	年 4 人	年 7 人	7 人
区民との協働で実施しているパートナーシップ講座の開催数	年 6 回	年 7 回	7 回



事業 57 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催

見直し内容		担当課	
☆区民との協働の推進により、家庭や職場における性別役割分担を見直す動きにつなげていくため、新たに指標を設定します。		男女共同参画課	
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
区民との協働で実施している男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数	年 9 人	年 10 人	10 人

事業 58 相談事業の充実

見直し内容		担当課	
・L G B T 等性的マイノリティに関する相談窓口として、「“性と生”アドバイザー」による相談をホームページや情報誌等で周知します。(内容の補足)		男女共同参画課	

事業 66 女性の視点を取り入れた避難所の整備

見直し内容		担当課	
☆平成 24 年度から 3 年間、「女性の視点を取り入れた避難所運営管理」のモデル校に指定した 2 校（四谷第六小学校・鶴巻小学校）において、女性の視点を取り入れた防災対策・避難所運営の在り方について検討し、避難所訓練の実施時に検証を行っていました。また、平成 27 年度に、両校の取り組みを広く周知するためにリーフレット「女性の視点から避難所を考える」を作成しました。今後は、他の全ての避難所における女性の視点を取り入れた避難所運営を推進するとともに、備蓄物資の充実を図ります。		危機管理課	

事業 67 審議会等における女性の積極的な登用

見直し内容		担当課	
☆主な指標について、29 年度目標を設定します。		各課	
主な指標	27年度の現況	29年度目標	年度別目標
区の審議会等における女性委員の割合	34.5% (27年10月1日現在)	40%	対前年度増



事業 71 女性の就職・再就職支援

見直し内容		担当課	
☆主な指標について、29年度目標を設定します。 また、講座に参加することで男女共同参画に関する理解者を増やしていくために、新たに講座の定員充足率を指標として追加します。			男女共同参画課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
育児ママの再就職準備講座実施回数	年4回	年4回	4回
男女共同参画推進にかかる講座の定員充足率	73.8%	80.0%	80.0%

事業 72 自立に向けた支援の推進

見直し内容		担当課	
・主な指標について、31年度目標を設定します。			子ども家庭課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	31年度目標*	年度別目標
ひとり親家庭自立支援促進数			
・相談者数	99人	210人	
・相談延べ件数	1,984件	2,270件	対前年度増
・自立支援プログラム策定者数	49人	66人	
・就労	52人	70人	

*次世代育成支援計画に基づき目標年度は31年度とする。

事業 75 外国人への支援と交流

見直し内容		担当課	
☆地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有や相互の事業協力等を通じて多文化共生のまちづくりを推進します。また主な指標を見直します。			多文化共生推進課
主な指標	27年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
ネットワーク構築のための多文化共生連絡会の参加団体数	77団体	100団体	対前年度増



第4 女性の職業生活における活躍推進計画（再掲）

第二次男女共同参画推進計画のうち、女性の職業生活における活躍の推進に係る事業を再掲上します。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

女性が職業生活で活躍できるよう、企業や働いている又は働きたい女性を支援します。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業への支援

女性が働きやすい職場づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進に取組む企業を支援します。

事業名	内容				担当課
事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	・仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。				男女共同参画課
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数	142社	182社	20社	男女共同参画課
	ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数	2社	4社	1社	
	・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請企業の中から、優れた取組みを行っている企業を表彰します。				男女共同参画課
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数	延べ17社	延べ21社	2社	



(2) 働いている又は働きたい女性への支援

仕事や就職に関する相談や講座等により働いている又は働きたい女性を支援します。

事業名	内容				担当課
事業 58 相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。 ・相談機関相互で連携を取り合い、ネットワークを結ぶような体制の充実を図ります。 				男女共同参画課
事業 71 女性の就職・再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の女性などの再就職を支援するため、準備講座を開催します。 				男女共同参画課
	主な指標	27年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標	
	育児ママの再就職準備講座実施回数	年4回	年4回	4回	
	男女共同参画推進にかかる講座の定員充足率	73.8%	80.0%	80.0%	
事業 72 自立に向けた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間専門業者の女性対象セミナー等の活用を検討します。 				消費生活就労支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の自立に向けた取組み事例を情報誌等で紹介します。 ・女性の自立に関連する図書や資料の充実を図ります。 				男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対し、きめ細やかな就労支援を展開するために、自立支援プログラム策定を中心に、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、ハローワークなどの関係機関との連絡調整を行うとともに、能力開発制度の利用を促進します。 <p>※次世代育成支援計画に基づき目標年度は31年度とする。</p>				子ども家庭課
事業 73 起業支援の充実	主な指標	27年度末の現況(予定)	31年度目標	年度別目標	
	ひとり親家庭自立支援促進数				
	・相談者数	99人	210人		
	・相談延べ件数	1,984件	2,270件		
	・自立支援プログラム策定者数	49人	66人	対前年増	
	・就労	52人	70人		
	<ul style="list-style-type: none"> ・商工相談における創業相談時に、起業に関する基礎知識や経営ノウハウの助言・指導を行います。 ・高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。 				産業振興課

2 女性の職業生活における活躍を推進するための環境整備

女性が職業生活において活躍できるよう、男女とも仕事と家庭生活の両立をはかるための環境整備を進めます。

(1) 男性の意識と職場風土の改革

男性の家事参画を促すための講座や、ワーク・ライフ・バランス推進の機運を高めるための啓発・情報提供を行います。

事業名	内容				担当課
事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業	<ul style="list-style-type: none">区内中小事業者において、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている事業者をサポート企業として認定登録し、要件を満たした場合は奨励金を支給します。次世代認定マーク（愛称：くるみん）取得を目指す中小事業者に対する支援を検討します。				男女共同参画課
事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none">事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女とも働きやすい職場環境・風土づくりの支援をします。				男女共同参画課
事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介	<ul style="list-style-type: none">男女平等の職場づくりや、両立支援に積極的に取り組んでいる企業や企業が取り組んでいる事例を、情報誌等で紹介します。ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定を受けた企業に対し、情報交換の場の提供や情報誌やホームページでの紹介などフォローアップを行います。				男女共同参画課
事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	<ul style="list-style-type: none">情報誌等により、区民や事業者等に対して育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。				男女共同参画課
事業24 若い世代や男性に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none">若い世代や男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行います。				男女共同参画課



(2) 子育て支援・介護支援のための環境整備

子育てや介護を支援するサービスを提供し、女性が働きつづけられるための環境整備を行います。

事業名	内容				担当課
事業 10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた保育所の整備を進めることにより、保育所の待機児童の解消を図るとともに、多様な保育ニーズに対応していきます。 				保育課
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	保育所待機児童数	168人	0人	—	
事業 12 子どもの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子どもひろば及び学童クラブ事業のさらなる充実を図ることにより、総合的に小学生の放課後の居場所づくりを推進していきます。 放課後子ども広場では、子どもの成長段階や家庭状況に応じたそれぞれのニーズに合った小学生の放課後の居場所を選択できるように、必要な地域で機能の拡充を図ります。 また、学童クラブにおいては、区や東京都児童館連絡協議会での研修、学童クラブ主任会議による情報共有等により、さらなる質の向上を図ります。 				子ども総合センター
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	機能拡充放課後子どもひろばの実施箇所数	13所	20所	20所*	
事業 16 病児・病後児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病気回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。 				保育課
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	病児・病後児保育室数 病後児保育室数	5所	6所	28年度1所	

*28年度 時間延長ひろば4所・学童機能付きひろば16所、 29年度 学童機能付きひろば20所



事業名	内容				担当課
事業 17 ファミリー・サポート事業の推進	<ul style="list-style-type: none">子育ての援助を必要とする方（利用会員）と 子育ての援助を行いたい方（提供会員）、両方を兼ねる方（両方会員）として「登録」し、それぞれの希望に合わせてファミリー・サポート・センターが調整し、利用・提供の拡充を図ります。病気時及び病気の回復期にある子どもを会員相互で預かることにより、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくります。				子ども総合センター
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	病児・病後児預かり会員数			対前年度	
	・利用会員数	1,378人	600人	20%増	
	・提供会員数	110人	90人	10%増	
	・両方会員数	2人	10人	10%増	
事業 21 社会全体で介護を支えるための意識啓発	<ul style="list-style-type: none">講座や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。				男女共同参画課
事業 22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none">ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。				男女共同参画課
事業 23 介護保険サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none">要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。これまで、小規模多機能型居宅介護施設等を6所、認知症高齢者グループホームを8所整備してきましたが、引き続き地域密着型サービスを提供できる施設を整備していきます。高齢者が、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられ、また、家族の介護負担が軽減されるよう、民設民営方式によりショートステイの整備を行います。				介護保険課
	主な指標	27年度末の現況（予定）	29年度目標	年度別目標	
	小規模多機能型居宅介護等の登録定員	6所 151人	10所 259人	対前年度増	
	認知症高齢者グループホームの定員数	8所 135人	10所 180人	対前年度増	
	ショートステイの定員数	8所 80人	10所 127人	対前年度増	



(3) ハラスメントのない職場の実現

セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメントなど職場におけるハラスメントを防止し、女性が働きやすい職場づくりに向け、啓発・情報提供を行います。

事業名	内容				担当課
事業 7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーや講座を実施します。(再掲…事業番号 26) 				男女共同参画課
	主な指標	27年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標	
	ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	年 3 回	年 3 回	3 回	
事業 26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対するセミナーの開催や関係機関の情報提供を行います。(再掲…事業番号 7) 事業者が取り組んでいる積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の事例を情報誌やホームページで紹介します。 悩みごと相談の充実や関係機関との連携を図ります。 				男女共同参画課
	主な指標	27年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標	
	ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	年 3 回	年 3 回	3 回	
事業 28 職場環境整備のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌を通して、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など、関連する法制度の内容等について情報提供を行います。 働きやすい職場環境の整備に向け、関連する法制度の説明会やセミナーを開催します。 事業者が取り組んでいる積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の事例を広報誌やホームページで紹介します。 				男女共同参画課
事業 29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化	<ul style="list-style-type: none"> 国・都等の労働に関する各種情報紙等を配布し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発を図ります。 				消費生活就労支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。 情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を行います。 貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。 				男女共同参画課



3 推進体制

女性の職業生活における活躍推進計画を着実に実行するため、第二次男女共同参画推進計画と一体的な推進体制を整備します。

事業名	内容	担当課
事業 78 男女共同参画推進会議の運営	・男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。	男女共同参画課
事業 80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営	・男女共同参画行政推進連絡会議の定期的開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題について的確に対応していきます。 ・区のあらゆる施策を男女平等の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。	男女共同参画課
事業 81 男女共同参画の着実な推進	・男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、P D C A サイクルに基づく計画の進捗状況管理と見直しを適宜行います。	男女共同参画課



参考

検討経過

年月日	会議名等	内容
平成 26 年 7 月 25 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 1 回)	<ul style="list-style-type: none">審議事項について
12 月 3 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 2 回)	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画について（目標 2・4・5 関係）震災と男女共同参画（村田委員報告）
平成 27 年 3 月 26 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 3 回)	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画について（目標 3 関係）ドメスティック・バイオレンス対応の現状と課題：コミュニティの役割（井上委員報告）
6 月 22 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 4 回)	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画について（目標 1 関係）ワーク・ライフ・バランスの現状と課題（脇坂委員報告）計画見直しに向けた論点について
7 月 9 日	男女共同参画行政推進連絡会議・同幹事会	<ul style="list-style-type: none">計画見直しに向けた論点について
10 月 13 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 5 回)	<ul style="list-style-type: none">L G B T に関する有識者からの意見聴取（講師：杉山文野氏）
12 月 4 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 6 回)	<ul style="list-style-type: none">女性の職業生活における活躍推進計画について第三次実行計画素案について（男女共同参画関係事業）
平成 28 年 1 月 22 日	男女共同参画行政推進連絡会議幹事会	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画見直し案について
1 月 29 日	男女共同参画推進会議 (第 6 期第 7 回)	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画見直し案について
2 月 5 日	男女共同参画行政推進連絡会議・同幹事会	<ul style="list-style-type: none">第二次男女共同参画推進計画見直しについて決定



新宿区男女共同参画推進会議委員名簿（第6期）

役職名	組織・団体名	氏 名	備 考
会 長	学識経験者	村田 晶子	早稲田大学文学学術院教授
副会長	学識経験者	脇坂 明	学習院大学経済学部教授
委 員	学識経験者	井上 匠子	神奈川大学法学部教授
	公募区民	櫻井 直子	
	公募区民	須貝 俊司	
	公募区民	中島 ゆき	
	区内事業者	戸部 正隆	
	区内事業者	藤沢 薫	
	区立小学校校長会	加藤 雄一	
	区立中学校校長会	東 孝夫	
	新宿区町会連合会	前田 昇	
	新宿区民生委員・児童委員協議会	多田 敏子	
	新宿区青少年育成委員会	只野 純市	
	新宿区立小中学校 P T A 連合会	青木 喜夫	任期：平成 27 年 10 月 29 日まで
	新宿区立小中学校 P T A 連合会	衣川 信子	任期：平成 27 年 10 月 30 日から
	新宿区内公共施設利用団体	石田 孝子	

任期：平成 26 年 7 月 15 日～平成 28 年 7 月 14 日

新宿区第二次男女共同参画推進計画 平成27年度見直し

発行年月 平成28（2016）年3月

発行・編集 新宿区子ども家庭部 男女共同参画課

男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）

〒160-0007

東京都新宿区荒木町16番地

電話03-3341-0801 FAX 03-3341-0740

印刷物作成番号

2015-7-3030

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

